

令和5年第3回定例会

階上町議会会議録

令和5年6月 6日開会

令和5年6月 9日閉会

階上町議会

令和5年第3回階上町議会定例会会議録目次

○第1号6月6日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
提案理由説明（議案一括上程）	4
陳情第1号議題、委員会付託	6
休会期間の決定	7
散会の宣告	7

○第2号6月8日（木曜日）

議事日程	8
本日の会議に付した事件	8
出席議員	8
欠席議員	8
説明のため出席した者の職氏名	9
職務のため出席した者の職氏名	9
開議の宣告	10
一般質問	10
大下 修君	10
小坂正年君	23
散会の宣告	29

○第3号6月9日（金曜日）

議事日程	30
------	----

本日の会議に付した事件	30
出席議員	30
欠席議員	31
説明のため出席した者の職氏名	31
職務のため出席した者の職氏名	31
開議の宣告	32
報告第1号議題、質疑	32
報告第2号議題、質疑	32
議案第1号議題、質疑、討論、採決	32
議案第2号議題、質疑、討論、採決	33
議案第3号議題、質疑、討論、採決	40
議案第4号及び議案第5号一括議題、質疑、討論、採決	40
議案第6号議題、質疑、討論、採決	41
議案第7号議題、質疑、討論、採決	41
陳情第1号議題、委員長報告、質疑、討論、採決	42
議会案第1号議題、採決	43
議員派遣の件	43
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	44
町長挨拶	44
閉会の宣告	45
署名議員	46

令和5年第3回階上町議会定例会会議録

(第1号)

令和5年6月6日(火曜日)

令和5年第3回階上町議会定例会

議事日程第1号

令和5年6月6日午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

日程第4 陳情第1号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	土橋美加佐君	2番	渡部高明君
3番	中島孝一君	4番	熊谷道雄君
5番	小坂正年君	6番	下沢育男君
7番	大下修君	8番	小松雅彦君
9番	上道二三男君	10番	森榮吉君
11番	林貢君	12番	百目木和俊君
13番	大江和夫君	14番	長根岩夫君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町	長	荒谷憲輝君	副町長	澤田充君
教育	長	丸岡博君	総務課長	濱浦幸夫君
総合政策	課長	地代所誠君	税務課長	佐京実君
町民生活	課長	大谷地尚子君	すこやか健康課長	平戸由紀子君
介護福祉	課長	古川明美君	産業振興課長	西山圭一君
建設	課長	上静志君	教育課長	中屋敷司君
会計	管理者	濱浦孝子君	代表監査委員	三上孝八君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	茨島俊行君	庶務 G L	下平有香君
総務課主事	花生智紀君		

◎開会及び開議の宣告

○開会の宣告

午前 10 時 00 分

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、令和 5 年第 3 回階上町議会定例会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、3 番中島孝一
君、4 番熊谷道雄君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長根岩夫君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から 6 月 9 日までの 4 日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日から 6 月 9 日までの 4 日間と決定いたしました。

◎提案理由説明

○議長（長根岩夫君） 日程第3、この際、報告第1号 令和4年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についての件から、議案第7号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件まで、9件を一括して上程いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。（町長登壇）

おはようございます。（議員方々のあいさつ）

本日ここに、令和5年第3回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます、審議の参考に供したいと思えます。

報告第1号 令和4年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。本件は、令和4年度に議決いただいた、戸籍情報システム改修事業、青森県議会議員一般選挙費等4事業に係る繰越明許費繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第2号 令和4年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。本件も、令和4年度に議決いただいた、茨島浄化センタースカム移送ポンプ交換工事、公共下水道事業について、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

議案第1号 階上町住民集会所条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、小舟渡集会所の竣工に伴い、所要の改正をするため、提案するものであります。

議案第2号 令和5年度階上町一般会計補正予算第1号について、ご説明を申し上げます。本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1億9,487万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億4,487万5千円とするものです。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金 1 億 4,380 万 7 千円、繰入金 3,816 万 8 千円等を追加するものであります。歳出につきましては、総務費 2,181 万 2 千円を減額し、民生費 7,284 万 3 千円、商工費 8,569 万 8 千円等を追加するものであります。歳出のうち、園児用送迎バスの安全管理装置を設置した事業者に、補助金を交付する、送迎用バス安全管理装置設置事業費補助金に係る経費として 17 万 5 千円、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた、住民税非課税世帯等に対し、一世帯につき 3 万円を給付する、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に係る経費として 5,200 万円、物価高騰の影響を受けた、子育て世帯を支援するため、非課税世帯等の子ども一人につき 5 万円を給付する、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る経費として 697 万 6 千円、この給付金に、5 万円を上乗せして支援する、青森県独自支援事業である、ひとり親世帯等臨時特別給付金事業に係る経費として 600 万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業における、令和5年春開始接種に係る経費として 2,607 万 6 千円、燃料費高騰により不足した、給食センターの光熱水費に係る精算分として 319 万 7 千円、さらに、町独自支援事業として、1 点目は、コロナ禍において、原油価格や物価高騰の影響を受けている町内の医療機関、高齢者施設、保育所等を対象に、支援金を給付する、医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業に 757 万円、2 点目は、同じく、コロナ禍において、原油価格や物価高騰の影響を受けている事業所等に対し、支援金を交付する、事業者等物価高騰対策支援事業に 8,569 万円 8 千円を計上しており、その財源といたしまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、不足分については、財政調整基金からの繰入金で実施することとしております。

議案第3号 令和5年度階上町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ 7 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 15 億 832 万 7 千円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金 7 万 7 千円を追加するものであります。歳出につきましては、総務費 7 万 7 千円を追加するものであります。

議案第4号 令和5年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ 87 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4,840 万 7 千円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 87 万 1 千円を追加するものであります。歳出につきましては、総務費 87 万 1 千円を追加するものであります。

議案第5号 令和5年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算第1号について、

ご説明申し上げます。本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ 79 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億 4,807 万 6 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 79 万 4 千円を追加するものであります。歳出につきましては、総務費 79 万 4 千円を追加するものであります。

議案第 6 号 階上町農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。本案は、農業委員会委員を任命するため、提案するものであります。

議案第 7 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。本案は、1 人の委員の任期満了に伴う後任の委員を選任するため、提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程についての質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

○議長（長根岩夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

◎陳情第 1 号

○議長（長根岩夫君） 日程第 4 陳情第 1 号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております陳情の件については、会議規則第 92 条の規定により、産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第 1 号の件は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会期間の決定

- 議長（長根岩夫君） お諮りいたします。
議事の都合により、6月7日は休会といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって、6月7日は休会とすることに決定いたしました。
-

◎散会の宣告

- 議長（長根岩夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。
次の会議は、6月8日午前10時から開きます。
本日は、これにて散会いたします。

（散会時刻午前10時14分）

令和5年第3回階上町議会定例会会議録

(第2号)

令和5年6月8日(木曜日)

令和5年第3回階上町議会定例会

議事日程第2号

令和5年6月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 7番 大下 修 君 (1)燃やせるゴミ収集を通年で週2回にすることについて
(2)各行政区の防犯灯更新に町の支援を要望することについて
(3)道仏城堀跡、寺下灯明堂の文化的・歴史的価値について
(4)町内小学校児童用机・椅子買入物品購入について
(5)階上町選挙管理委員会の業務（役割）について
- 5番 小坂 正年君 (1)階上町の運動公園、体育施設の整備について
(2)町内小中学校の通学路の安全確保について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番 土橋美加佐君	2番 渡部高明君
3番 中島孝一君	4番 熊谷道雄君
5番 小坂正年君	6番 下沢育男君
7番 大下修君	8番 小松雅彦君
9番 上道二三男君	10番 森 榮吉君
11番 林 貢君	12番 百目木和俊君
13番 大江和夫君	14番 長根岩夫君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長	荒谷憲輝君	教育長	丸岡博君
総務課長	濱浦幸夫君	総合政策課長	地代所誠君
税務課長	佐京実君	町民生活課長	大谷地尚子君
すこやか健康課長	平戸由紀子君	介護福祉課長	古川明美君
産業振興課長	西山圭一君	建設課長	上静志君
教育課長	中屋敷司君	会計管理者	濱浦孝子君
代表監査委員	三上孝八君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	茨島俊行君	庶務 G L	下平有香君
総務課主事	花生智紀君		

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

- 議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（長根岩夫君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

7 番、大下修君の質問を許します。

- 7 番（大下修君） はい、議長。

- 議長（長根岩夫君） はい。7 番、大下修君。

- 7 番（大下修君） はい。7 番、大下修です。（大下議員登壇）

7 番大下修です。6 月の定例会で質問の機会をいただきありがとうございます。

質問に入る前に皆様にお知らせいたします。議会のルールとして質問は 3 回までと、時間は 60 分となっております。事前に事前通告をするもので、私は事前通告を期限にしていまいりました。しかしながら回答がございませんので、本日どれくらいの回答時間を要するのですかと伺ったところ、約 15 分の回答になるということでしたので、少し早口で質問に入らせていただきます。お聞き苦しいとは存じますが、よろしく申し上げます。早速、質問に入らせていただきます。

まず始めに、燃えるゴミの収集を通年で週 2 回にすることについて質問させていただきます。本件については、令和 3 年 10 月、区長会の要望として、また、12 月には議員の総意として、通年で週 2 回の燃やせるゴミの収集を請願したところでし

た。

しかし、それから1年と数か月過ぎた令和5年1月27日に、議長宛てに廃棄物検討委員会のご意見に重きを置いた回答をいただき、通年の週2回の回収ではなく、5月から9月までの5か月間で、今までから1か月延長することの回答でした。これに対して私は、令和5年3月定例会で一般質問させていただき、廃棄物検討委員会のご意見も貴重で尊重すべきと思いますが、住民の代表である行政区長や町議会議員の要望や請願にも重きを置いた対応をお願いしたところです。3月定例会から3か月が過ぎた訳ですが、如何に検討されたのか。今後、検討する方法と結論の時期について、どのように考えているのか、スケジュールを伺っておきたいと思いません。

次に、町内各行政区の防犯灯更新に町の支援を要望することについて伺います。約10年前に町で防犯灯の電気料金を支援していただくことで、電気料金を引き下げることが目的に、少し高額である防犯灯のLED化を町の勧めもあり、進めて、ほぼ町内全域でLED化して現在にいたっていると思っております。しかし、この程10年が経過し、LEDの寿命の時期となってまいりました。すでに更新を進めている行政区もあるかと思えます。更新にあたり多くのお金がかかることになり、町内会費の増額を検討せざるを得ない状況も、町内会もあり、町内会を退会する世帯の声も、ちらほらと聞こえてきております。住民の声を町政に届ける義務を負っている町会議員として、住民の状況をお知らせするとともに、町の支援をお願いしたいと思うのですが、町の見解を伺いたいと思えます。

また、納税以外に町民が納めている金額について少し触れさせていただきます。町内会で異なると思いますが、町内会費が年間平均6000円前後です。小学校の後援会費、これは町の支援が届かないところを、後援会が子ども達の教育環境を支援していく組織であったと認識しております。各世代間、地域で子どもを育てる趣旨であろうかと思えます。一世帯当たり、小中学校合わせて2000円以上の負担となります。福祉協議会も1000円以上、他に交通安全や赤い羽根、青い羽根等々加えると年間1万円くらいの負担となるのではないのでしょうか。税金は収入のない方などの負担は軽減されますが、これらのお金は任意であります、高額な納税者も年金生活者も同じ金額の町内会の仕組みで、と申しませうか。この辺の各家庭の負担額についても、是非行政には理解しておいていただきたい事項です。

また、すでにご承知のことと思えますが、町内会に加入していない方々にも広報は届きますし、防犯灯の温かい照明の恩恵も届きます。町内会で設置したゴミ箱の使用も可能です。ゴミ拾いや草刈りなどの環境美化の恩恵も町内会に加入していなくても受けることができます。社会の変化、価値観の多様化により、町内会は難し

い舵取りを担っておりますことを、まず理解しておきたいし、行政にも理解していただきたいと思います。

3点目として、歴史的・文化的価値について伺います。まずは道仏城堀跡です。戦国時代最後の九戸の乱でございます。歴史の教科書では南部氏一族の有力者である九戸政実が南部家の当主、南部信直及び奥州仕置を行う豊臣政権に対して起こした反乱と記載してあると思います。そこにいたるまでには、南部藩の後継者争いにそれぞれの地域の有力者が与し、戦った歴史が青森県南、青森県北地域にあります。当町においても南部信直に与した現在の階上町とほぼ同じ、館、城跡の階上連合軍と、九戸政実側の久慈軍と1580年代に戦ったのであります。

だいぶ前になりますが、階上の語り部、九戸の乱と道仏城という記事を、はしかみ広報に正部家先生が記載しておりました。町内にも館跡、堀跡が数々ありますが、このような歴史と当時のままの姿で現存している堀跡はないと思っております。三八地区内の全てを見てきたわけではないのですが、新井田の大館城であれ、田子の田子城であれ、ほぼ、三戸郡内の城、館跡は小学校になったり、山城で山林と化していたり畑などになっていたり、開発や道路などで完全な形で残っていないのが現状ではないでしょうか。このように史実に基づいた正部家先生の物語と、当時のままの姿で現存している堀跡を町として残すべきと考えます。同じように過去には日本一小さな五重の塔も存在したという、寺下灯明堂についても歴史的・文化的価値について伺っておきたいと思います。

続いて、町内小学校児童用机椅子買入物品購入について伺います。先月、5月12日の臨時議会で、議案第11号物品の買入について承認可決されました。これはもう過ぎて終わったことですが、今後を含めて考える必要があると思い質問させていただきます。

内容は町内小学校児童用机、椅子600台を金額3,018万4千円で購入するものでした。単純に机と椅子で1対あたり5万円と試算されます。予算は森林環境譲与税基金を使用することで、令和元年から積み上がって、令和4年度で3,570万2千円になる基金を使用するものです。すでに入金したものですから、決算を待たずして予算化して使用するものと思います。

私はこの物品購入について5月12日に全員協議会で説明を受け、机と椅子の交換の要望もない、全小学校600個を交換するのはもったいないと発言しました。「古いものならいざ知らず、新しいものも含め全量は如何なものでしょうか」と発言しました。しかし町の回答は、基金の活用であるし、階上産の赤松を使用しており、環境SDGs、持続可能な開発目標というんでしょうか、括弧、に合致しているとの回答であったと思います。これに対して議論が難しいと判断し、発言を控えた次第

です。これについて当町の赤松の使用割合や伐採場所の特定や時期など、階上赤松使用の証明をいただきたい旨を、5月15日に教育課に話させていただきました。この物品購入の全量を入れ替える理由と当町の赤松の伐採場所や時期を明確にご説明いただきますよう、お願い申し上げます。

新聞報道によりますと13立方メートルの木材を得るために、町有林10アールを伐採と記載してあり、時期を5月中旬までとしております。歩留まりなど分かりませんが13立方メートルを600台で単純に割ると0.021立方メートルの机と椅子となります。全然イメージできませんが、具体的な場所は差し控えなければならぬと思いますが、地区名を教えてくださいと思います。

また、素人ながら、10アールを重機と3名で伐採するんですから1日で終わると思います。具体的に伐採した日時をお知らせください。

最後になりますが、階上町選挙管理委員会の業務について伺います。地方自治法186条で、選挙管理委員会は選挙に関する事務及びこれに関係ある事務を管理すること、と定めております。選挙管理委員会は、町民から通報があった場合には現地調査を行う。問題があるものについては関係者に注意をし、悪質なものについては所轄警察署へ連絡などの対応をとる、となっております。

もう一度言わせていただきます。ここが大事であります。選挙管理委員会の業務、役割、仕事です。この件についてご懸念や心配をいただき、多くの質問を受けましたが、業務、役割について伺っているのであります。誹謗中傷をしているのではありません。選挙管理委員会は、町民から通報があった場合には現地調査を行う。問題があるものについては関係者に注意をし、悪質なものについては所轄警察署へ連絡などの対応をとる、となっております。選挙管理委員会の業務、役割、仕事についての質問であります。また、以前から選挙管理委員会の業務や対応について懸念を持っておりました。3点ほど伺いたいと思います。

今年の4月23、投票の、町議会議員選挙に関連した案件です。蒼前地区で選挙前の3月中旬に、階上・蒼前を語るフォーラムなるチラシが蒼前地区住民に配布されたそうです。この件について町民から役場に通報があったと伺いました。私にもある方からお話があり、役場に行って聞いてきました。

1つ目です。町民から通報があった階上・蒼前を語るフォーラムのチラシの内容や配布の程度など、現地調査を行ったのか確認したいと思います。階上・蒼前を語るフォーラムが事前運動に値しないのか、利益の供与、買収罪に値しないのか確認したいと思います。同様のフォーラムを地元の方を呼んで無料開催しても問題ないのか、と伺ったところ、警察の判断として回答を得ることができませんでした。私は素直に警察の判断ということで警察に伺いました。「警察はそのような判断

をするところではない」との回答でした。

また、階上・蒼前を語るフォーラムが開催されたのか。開催の可否について私が選管に確認したところ、選管は確認しておりませんでした。その後確認していただき開催したことが分かりました。しかし階上・蒼前を語るフォーラムの内容については確認しておりませんでしたので、確認しておきたいと思います。内容についてご回答をお願いいたします。

次に 2022 年。前階上町長の政治団体、後援会組織があるにも関わらず、階上町教育委員会へ図書カードを 100 万円分寄附したと、新聞や広報に大きく掲載されました。大変ありがたいことで喜ばしいことと思います。しかし反面、ルールはルール、法律は法律であると考えます。政治家や政治団体の寄附行為が禁止されていることは、いわゆる政治家でなくとも、ある程度の人間は理解していると思います。ましてや寄附した本人も本人以外の親族関係者、支持者も理解していると思います。

ちなみに図書カードを寄附した年月日は令和 4 年 2 月 3 日。後援会組織が解散した日付は令和 4 年 3 月 20 日。寄附行為がなされてから、1 か月半以上が経過して後援会が解散したのです。本来は後援会を解散して寄附行為を行うことが本来の姿であろうと思います。ご立派な行為であるために、手続きをないがしろにしたのかもしれないかもしれません。選挙管理委員会はこれを理解して、注意、指導する立場にあると思います。私に、解散したのだからいいだろう、と言う方もおられました。そのようなことでいいのでしょうか。人の気持ちは変化していきます。立候補しなければ 10 年も解散しないで放っておいてもいいのでしょうか。はなはだ疑問に思います。私には理解できないことでした。この行為に関して選挙管理委員会の見解を伺います。

次に、2021 年階上町長選挙において 3 名の方が立候補されました。2 名の立候補者陣営と思われる双方から、怪文書なる誹謗中傷の文書が出回りました。不愉快であり、非常に恥ずかしく、悲しいものでした。本来選挙とは、立候補者が自分の主張することを、公約を掲げて行うものであると理解しておりました。ある意味、近い将来の自分の住む町のあり方を語り、夢や希望を語り、それに対して町民は賛同したり反対であったりして、最終的に投票するものが選挙と理解していました。

今回の知事選はどうであったでしょうか。大変盛り上がったような気がします。しかしわが町の選挙は、やはり予想されたとはいえ、またかと思った次第です。悪いイメージが定着した階上町で、非常に残念に思います。このようなイメージに私は、我がふるさと階上をととても悲しく思ったものでした。このようなことを町民は喜んでいるのでしょうか。町民の選挙に対する信頼はあるのでしょうか。

この間の青森県議会議員選挙で、階上町から県議に立候補した方がおりました。地元から候補者が出ると投票率が向上するものです。しかし結果は三戸郡内で 1 番

低い 40 パーセントを切ったのが階上町でした。また、先日、6 月 4 日の知事選の投票率。青森県 40 市町村の中で下から 2 番目の投票率で、50 パーセントを切っていました。最下位と 2 位。これは前回は変わっていないということです。残念な結果でした。選挙管理委員会だけの責任ではないと思います。しかし選挙管理委員会は投票率の向上にも寄与することが求められていると思います。

ちょっと省きます。選挙管理委員会は、このようなことが予想されていたにも関わらず、注意、指導や選挙が過熱しすぎて、暴力が、暴動が起こるのではないかと、警戒のアナウンスを各陣営に行うべきではなかろうかと思ったものでした。いつから怪文書、誹謗中傷の文書の配布が始まったのか理解しておりませんが、階上の町長選挙は、怪文書が出ると皆さんに言われます。残念でなりません。この怪文書、誹謗中傷の文書に対する選挙管理委員会の対応について見解を伺います。

以上、5 つの項目の質問をさせていただきました。誠に、申し訳ございません。準備されていたとは思いますが、できれば簡潔明瞭に短く回答していただければと思います。以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。(大下議員降壇)

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。(町長登壇) おはようございます。

それでは、大下議員のご質問にお答えします。まずはじめに 1 点目の、燃やせるゴミ収集を通年で週 2 回にすることについての件であります。今年 4 月に、令和 3 年度の県内市町村毎の 1 人当たりのごみ排出量が公表され、本町はゴミの排出量の少なさで、県内第 4 位となり、町民の皆様には、日々ごみの分別と減量に取り組んでいただいていることに、感謝を申し上げます。

さて、議員のご質問の燃やせるゴミ収集を通年 2 回にすることにつきましては、これまでの協働のまちづくり地区計画や一部行政区からの要望、また、「燃やせるごみ収集日を週 2 回に戻すことへの請願」が、令和 3 年 12 月定例会において採択されましたことを受けまして、町では、町民の代表等で構成し、廃棄物に関する重要事項についての調査及び審議を行う階上町廃棄物減量等検討委員会で協議を重ね、現地調査を実施いたしました。

その結果、検討委員会において、燃やせるごみの収集期間を 1 カ月延長し、6 月から 9 月までを、5 月から 9 月までに変更する最終意見が出されました。その検討

委員会の最終意見や現地調査などを踏まえた町の意見として、町議会議長に、令和5年1月27日付けで「請願の処理の経過及び結果の報告について」の報告文書を提出し、令和5年3月定例会において、5月から9月までを週2回収集とする予算を議決いただき、今年5月から、開始しているところです。

大下議員から、令和5年3月定例会一般質問において、「各世帯におけるごみの保管場所の確保が大変であるから、集積所の在り方と同時に、町民の利便性を図るため、通年週2回の収集を検討してほしい」とのご意見がございましたが、今年度は、同定例会にて答弁したとおり、燃やせるごみの週2回収集を5月から9月まで実施し、状況を確認しながら、町の環境衛生の向上に努めているところであります。

今後における燃やせるごみの通年週2回収集の検討につきましては、集積所を管理する町内会等からの情報やご意見に真摯に対応し、廃棄物減量等検討委員会での協議や、収集業者から聞き取りを行うなど、多角的な視点により検証しながら、また、ごみ出しマナーの啓発、更には、廃棄物及び資源ごみ処理環境の変化に対応しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に2点目の、各行政区の防犯灯更新に町の支援を要望することについての件であります。町では、町内会等の財産である防犯灯の電気料金の負担軽減を図るため、平成23年度から防犯灯のLED化を推進し、全ての防犯灯において、平成30年度でLED化の整備が完了しております。

現在、階上町防犯灯の電気料金負担及び維持管理実施要綱により、電気料金は町が負担し、電気料金以外の費用は町内会等が負担することで、すみ分けがされているところであり、防犯灯のLEDの更新については、町内会等が費用負担を行っている状況であります。

町では、以前より区長会議において、LED更新時に向けた積立の準備をお願いしており、相互理解のもと、事業を進めてきたところであります。現状として、LED化への整備時期が平成26年度から30年度にかけて特に集中しているため、今後更新時期が重なり、交換基数も増えてくると推測されます。防犯灯は、町内会等の財産であることや、町内会ごとの実情の違いがあることなどを踏まえ、区長会と協議しながら、町としてどのような対応ができるか検討してまいりたいと思っております。

次に3点目の、道仏城堀跡、寺下灯明堂の文化的・歴史的価値についての件であります。教育委員会が所管しておりますので、後ほど教育長より答弁させます。

次に4点目の、町内小学校児童用机・椅子買入物品購入についての件であります。本事業は、令和5年度当初予算編成に当たっての所信でも申し上げましたが、町の宝である子ども達の学習環境の向上と、林業への理解の促進を図ることを目的として実施する、今年度の重要施策の一つであります。事業内容につきましては、

教育委員会が所管しておりますので、3 点目のご質問と併せて、後ほど教育長より答弁させます。

次に 5 点目の、階上町選挙管理委員会の業務役割についての件であります。選挙管理委員会が所管しておりますので、後ほど委員長より答弁させます。以上でございます。(町長降壇)

○教育長(丸岡博君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 教育長、丸岡博君。(教育長起立)

○教育長(丸岡博君) それでは、大下議員のご質問にお答えします。私からは、3 点目の、道仏城堀跡、寺下灯明堂の文化的・歴史的価値についての件と、4 点目の、町内小学校児童用机・椅子買入物品購入についての件に関するご質問についてお答えをいたします。

まずはじめに、道仏城堀跡、寺下灯明堂の文化的・歴史的価値についての件であります。道仏城堀跡につきましては、現在、館神社が鎮座しているこの一帯は道仏館の館跡となっている場所です。道仏館の西からのびる段丘先端部は、空堀と土塁がめぐり、道仏川が南側を流れるなど、道仏館は天然の要塞として機能し、議員ご案内のとおり、現在も空堀を当時の姿のまま見ることができる貴重な文化資源となっております。

寺下灯明堂につきましては、寺下観音は、階上のルーツともいわれる古くからの歴史が残る場所であり、江戸時代の僧、津要玄梁和尚が、1730 年に、海上運行の安全の祈願と、当時の八戸藩藩主の病氣祈祷のため、灯明堂を建立し、その後、1744 年に、五重の塔が建立され、八戸藩の庇護を受け、この地を大いに栄えさせました。現在、灯明堂につきましては、灯明堂の景観を、当時に近づけるため、所有者と協議の上、議員ご案内のとおり、林の一部を伐採し、本来の灯台としての姿を再現できるよう取り組んでおります。

このように、道仏城堀跡及び寺下灯明堂、どちらにおきましても、町の大変貴重な財産であると同時に、階上を知る上で、文化的、歴史的においても、極めて重要な文化資源であると考えております。

次に、4 点目の町内小学校児童用机・椅子買入物品購入についての件であります。階上町産の赤松につきましては、机の天板、椅子の背板及び座面の芯材に使用することとしており、今回購入する机 600 台、椅子 600 脚、全てに使用するものとなります。また、赤松の伐採場所につきましては、赤松を供給します三八地方森林

組合から確認したところ、平内地区の山林で、伐採時期につきましては、5月までに終わっているとのことでした。階上町産の赤松であることの証明につきましては、請負業者から確認したところ、納品の際に証明書を発行するとの回答をいただいております。

各学校における机・椅子につきましては、老朽化が進み、最も新しいものでも、20年以上が経過しており、これまで、石鉢小学校及び赤保内小学校から更新の要望を受けている状況でした。そのため、机・椅子の購入について年次計画を立て、更新することとしていたものとなりますが、先ほど町長も答弁したとおり、町の宝である子どもたちの学習環境の向上と林業への理解の促進を図るという観点から、全ての児童に等しく、その機会を与えるため、はしかみ緑の学び舎プロジェクトとして、今年度、全ての小学校児童用の机・椅子を一斉に更新することとしたものでございます。以上でございます。(教育長着席)

○選挙管理委員会委員長(平野建悟君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、選挙管理委員会委員長、平野建悟君。

○選挙管理委員会委員長(平野建悟君) はい。(平野選挙管理委員会委員長起立)

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。私からは、5点目の、階上町選挙管理委員会の業務役割についてお答えいたします。

始めに、議員ご案内の選挙管理委員会の業務については、選挙人名簿の調製、立候補届の受付事務、投票所の増設や変更、投票事務や開票事務、違法文書凶画の調査など、選挙に関する事務及び、これに関係する事務を管理することとされております。また、公職選挙法違反においては、選挙事務所の閉鎖命令や、文書凶画の撤去のように、一定の場合に限り、選挙管理委員会に権限が認められております。なお、違反の内容が犯罪に当たるようなもの、またはその恐れがあるようなものについては、警察が対応することとされております。

それでは1つ目の、階上・蒼前を語るフォーラムについてのご質問ですが、当該フォーラムについてのチラシの頒布については、大下議員から問い合わせがあった以前に、一部、有権者から『頒布されている。』との情報がありました。このチラシについては、選挙管理委員会には事前に相談がなく、頒布に至ったことから、選挙管理委員会では、公職選挙法違反の恐れがあるとして、速やかに八戸警察署に情報提供し、対応いたしました。

議員ご質問の「フォーラムを開催したかの現地調査を行ったのか」との件につき

ましては、選挙管理委員会では、先ほど申し上げたとおり、警察に対応していただくこととしたため、「確認をする必要がない」と判断いたしました。大下議員から、「開催したかの確認をしてほしい」旨の要望がありましたので、当該立候補予定者から「開催した」ことを確認し、議員へお伝えしたところです。

次に、「所轄警察署の対応であるとして、選挙管理委員会の業務・役割を怠った」との件につきましては、フォーラムの開催について、大下議員が、階上交番を通じて、八戸警察署から確認したところ、「『違法ではない。』との見解を聞いた。」とのことでしたが、事務局職員が、以前、八戸警察署から確認した際、「フォーラムの内容や参集方法次第では違反になる」との回答を得ておりました。そのため、選挙違反担当である八戸警察署・刑事第2課に「連絡していただき、確認してほしい。」旨を、議員へお伝えし、その後、大下議員は、このことについて「確認し納得した。」と伺っております。

次に、「同様のフォーラムを開催して良いのか伺ったところ、警察の判断として回答を得ることができず、選管としての対応を怠った」との件につきましては、大下議員から問合せがあった際、「県選挙管理委員会や警察の見解を確認の上、回答する」ことで御了承をいただき、後日、「同様のフォーラムについては、『違反となりうる事案』であると伝えた」と職員から報告を受けております。

次に2つ目の、前町長が図書カードを寄附したことについてのご質問であります。公職選挙法第199条の2の規定において、「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。」とされております。議員ご質問の件につきましては、その時点において、前町長は「勇退する」と公表しており、その後も立候補した事実はありませんでした。そのため、選挙管理委員会において、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者には該当しないと判断したところであります。

次に3つ目の、怪文書に関する両陣営への指導についてのご質問であります。議員ご案内の文書と同様のものかどうか分かりませんが、選挙管理委員会において、入手していた文書について、お答えさせていただきます。この文書は、いつ・どこから発出された文書なのか、発行人等が不明であったため、誰に対しても指導できるものではないと判断し、八戸警察署に情報提供を行い、連携を図ってまいりました。以上でございます。(選挙管理委員会委員長着席)

○7番(大下修君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい。7番、大下修君。

○7番（大下修君） はい。（大下議員起立）

はい。7番、大下修です。再質問はこれで最後にします。時間がございませんので。再質問はありますけども、私のほうからの質問はこれで最後にします。私はね、教育委員会に、教育民生委員として8年間在籍しました。ここ3年間は、学校訪問はありませんでした。学校の要望事項がなかなか通らない階上町を感じていました。三戸郡部の町村とこの学校の要望率の達成率などを比較してみてもいいか。教育委員会。これ質問ではないですよ。やってみたらどうでしょうか、ということです。耳障りのいい話が先生方からは聞こえてきません。

今回の物品購入、お金の使い方としてもったいないと思います。松でやれば5万円、プラスチックの椅子だと2万5千円、高くてね、半分で買えます。私はですね、5月の12日にこの件を伺ってから、近くの小学校、道仏小学校です。名前を出しても構いません、と先生から許可をいただきましたので、先生とお話させていただいて、校長先生はですね、校長会でも今回の話を伺っていたそうです。それで、プラスチックの椅子は、頑丈で軽くて掃除などの移動に便利だそうです。木の椅子は重く、すぐにささくれが発生して、あの石鉢、赤保内小学校からの要望があがっているとおり、ズボンや洋服が擦り切れて大変だそうです。そして、ケガも、ささくれでね、ケガもしそうだそうです。

でも教育委員会は、もう決まったことだから、ということで一蹴されたそうです。で、校長先生に聞きました。「これ、来たら、どやすの?」「どこかにしまっておきたいと思ってますが」というクエスチョンマークでした。すごく気の毒な感じがありました。道仏小学校の校長先生は、今のプラスチックが一番いいということでした。残念です。

階上の赤松もいいことでしょう。でも、私はですね、教育環境、学習支援員の増員やシステムの導入、GIGAスクール構想のWi-Fi環境の充実、児童や生徒、職員の安全・健康を第一に考えて、危険を無くする、少なくするなど、今の学校教育環境を充実させることが優先されるべきと考えております。教育長に伺っておきたいと思いますが、これは質問ではありませんよ。先生方と教育委員会の感覚のずれがあるかもしれません。予算執行の前に十分に先生方と話し合っ、解決策を見つけ出してほしいと思います。大事な子ども達です。大事にお金を使っただけだと思います。

質問です。赤松産をね、使ってですね、証明をいただけるということでしたけども、証明よりもですね、机と椅子にね、これは赤松産で作ってますよ、というのをね、掲示記載をしていただければ、まだしも子ども達が時々、あーこれ階上の赤松

産か、ということで、理解を得ると思います。是非、可能かどうか分かりませんが、そういうこともやってみたらいかがでしょうか。

その他にもあったんですけども、時間の関係でよろしいです。それとですね、選挙管理委員会のほうにです。あ、違いました。ごめんごめん。教育委員会です。私ね、5、6年前に学校にどんだけのお金がかかるのか、町のお金がですね、計算したら、1小学校、大体1千万ぐらいでした。階上小学校は少なくても、800万円ぐらいだったと思います。なかなか政治家の方々っていうのは、議論を好まないものですから、下水道のことも、学校の統合のこともしませんけども、あえて私言います。そろそろ階上小学校の統合を考えてもらえないですか。あの、お金はかかるんですけども、どうしても必要だつてば、それはそれでいいです。ただそのことによって、そこで浮いたお金で、赤保内小学校の教育環境が充実することができるんですよ。是非このことも議論して、進めていただきたいと思います。

そして、選挙管理委員会ですか。結論から申し上げてね、近々2年後ぐらいには町長選挙もあります。今ここに集まっている議員の方々もあります。結局ですね、人集めのために、歌うったり、手品見せたり、何だったっけ、あと、三味線弾いたりかな、駄目なんですよ。我々、次も選挙に出る方いるかもしれませんが、やっちゃ駄目なことです。これは今のお答えで分かったかと思います。そういうことをしないで、きれいな選挙を我々もやっていきたいものだと思っております。(10分前の合図)是非、あの回答のほうは、もし時間がなかったら、議長の裁量で、もうお願いします。回答なければなくていいです。もうどうせあれですから。

で、私ね、この言葉をちょっと伝えたいんですよ。ある古い大御所と言われる中央の政治家が語っておりました。議会制民主主義は、ある意味数合わせの世界である。ダイヤモンドはいらない、本来の仕事をする人はいない、安定多数の数合わせの石ころがあればよい。1個のダイヤモンドよりも、100個の石ころがあればよい。国会議員ですよ。言葉が悪いけれども、的を射ていると感心したものです。この石ころを車の両輪だ、という表現した方もおりました。言葉って便利だなあ、問題のすりかえ、言葉のトラップに時々私ははまってきました。この辺をよく考えて、我々議員も行動しなければならぬと思います。残念ながら階上町には、本質を見抜く力が大事だと感じているところです。私の議員生活8年間はそうでした。私はダイヤモンドにはなれませんが、石ころにはなりたくありません。

階上町は情報公開がないと思います。議員、町民の考える力を奪っているのではないのでしょうか。資料が欲しいと言っても、資料は出してもらえない。施設を見学したいと言っても、見せていただけない。八戸市、南部町、洋野町、質問に対して的確な回答をいただけるし、資料ももらうことができます。なぜ階上はできないん

ですか。残念ですけども、残念です。忙しくて、職員が不足なら、雇用してください。人材育成には時間がかかります。私は、そのお金の支出には、惜しみません。人材こそ宝です。議会、議員、行政はお互い、町のため、町民のためになることを勉強し、議論する、切磋琢磨こそが発展につながると私は信じています。石ころでは駄目です。税金を大事に使いましょう。税金を自分のお金だと思って使ってください。使いましょう。町のために、町民のために考えて、効果的に施策を進めましょう。町長、副長には、今日いらっしゃっておりませんが、強いリーダーシップとメッセージを発信していただき、庁舎内をより良く、活性させることを切に希望します。教育長におかれましても、教育施策に関して積極的に関与していただきたいと思います。将来階上を担う子ども達を大きく成長させてください。お願いします。以上で私の質問は終わります。(大下議員着席)

○教育長(丸岡博君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 教育長、丸岡博君。

○教育長(丸岡博君) はい。(教育長起立) 大下議員からのご意見とご質問についてお答えをいたします。

始めに、ご意見としてという風なことでしたが、学校環境の、学校教育環境の充実という風なことと、ご意見がございました。このことにつきましては、ここ4年間、コロナの流行によりましてですね、教育活動が一部制限されていたという風なことはございます。ただ、その間におきましてですね、議員ご案内の通り、GIGAスクール構想、これは当初5年間の計画でしたが、それを国の指示によりまして1年間で全て終えるという風なことで、かなりハードなスケジュールで、タイトなスケジュールでこなしてきた経緯があります。今現在は、全ての小中学生、一人ひとりにGIGAスクール用のタブレット端末が、全ての子ども達に配布されています。ただ、この後もですね、要するにソフト面でのところで、更に更新していく必要がある、ということで今現在、その作業を継続しております。

併せて、特別支援教育の重要性が近年特に重要視されておまして、特別支援学級が全国的に増えております。そのことに対して、当町も例外ではございません。そのことにつきましては、そういう子ども達のために、通級指導教室を赤保内小学校に設置して、今年度で3年目になります。当初は一桁にも及ばなかったのですが、今年度は20名を超えている。そういう風な保護者の方々のご理解もいただいて、支援を必要な子ども達に対する対応を、教育委員会として行わせていただいております。

す。

更に小学校の英語教育が必修化されたことにより、英語教育の充実が望まれるわけですが、本町では、本町独自として、英語の中学校の免許を持っている先生を全ての小学校に英語専科教員として配置して、英語教育の充実を今、図ろうとして取り組んでいるところです。

議員ご案内の通り、今後ますます学校教育環境の充実が求められるわけですが、できることから始めていって、今現在も始めているところですが、できることから取り組み、それを一つひとつ検証しながら、今後も進めていきたいと考えているところでございます。

それから、階上小学校の統合についてという風なご質問がございましたが、これについては、今後、ご意見としてお伺いしておきたいと思えます。以上でございます。(教育長着席)

○教育課長(中屋敷司君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長(中屋敷司君) はい。(教育課長起立) それでは大下議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの机・椅子について、階上町産の赤松材を使っているとの掲示をしてはどうか、ということのご質問でございましたが、議員ご質問の通り、子ども達の環境の向上を図るとともに、林業への理解の促進、持続可能な社会への学習、森林環境税への理解の促進などの効果を期待し、今後も啓発に努めていきたいという風なことで考えております。以上です。(教育課長着席)

○議長(長根岩夫君) 以上で7番、大下修君の質問を終わります。

はい。次に5番、小坂正年君の質問を許します。

○5番(小坂正年君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、5番、小坂正年君。

○5番(小坂正年君) はい、5番、小坂正年です。(小坂議員登壇)

5番、小坂正年です。6月の定例会に質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

ございます。新型コロナウイルスも終息を迎えつつあり、各地で4年ぶりのイベント等が、普通に開催されるようになりました。大変いいことだと思っております。

先日、昨年青森県内で生まれた赤ちゃんの出生数が発表になりました。過去最少の5,985人になったとの記事があり、少子高齢化の進行が顕著になってきていると思います。階上町では、医療費の無償化、給食の無償化など他町村に先立ち、頑張っていると思いますが、町内で子どもを3人以上には、出産から育児までに手厚い支援をし、若者の住みたい町を目指していただければと思います。よろしく願いをいたします。それでは通告に従い、私の質問をさせていただきます。

まずは、1つ目に階上町の運動公園、体育施設の整備についてです。先般の選挙の際に、町民の声が1番大きいと感じたのが、運動公園、体育施設の整備についてだと私は思っています。前町長が運動公園整備については、凍結すると表明したことにより、町の計画は後退の一途をたどり、三戸郡下で1番衰退している状態だと思います。前回の一般質問の際に、町長より、新たな社会体育の振興及び体育施設の整備について、検討する必要があると考えている旨のご答弁をいただきました。

青森県では、2026年に第80回国民スポーツ大会が開催され、当町では、正式種目として自転車のロードレースが、デモンストレーションスポーツとしてフロアボールが、開催されることとなっています。全国の大会となれば相当の人数が参加することが予想されますが、階上町でその方々に対応できる施設があるのでしょうか。今こそ運動公園、体育施設の整備を前進させる絶好の機会だと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

2番目に、町内小中学校の通学路の安全確保についてです。平成24年当時に、全国で、登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことから、国土交通省及び文部科学省は、緊急合同点検を指示し、各市町村において継続的に安全を確保するため、通学路交通安全プログラムが作成されたと記憶しているところです。近年、高齢者ドライバーの事故の増加が顕著であります。児童生徒が被害者となる事故の報道も少なくないと感じております。

そこで階上町でも国の指導により、通学路交通安全プログラムが作成され、実施してきていることと思いますので、プログラム作成当初の状況と、その後の対応状況、ならびに現在の状況について、改めてご確認をさせていただきます。町の未来を担う子ども達の学習環境の整備はもとより、通学時の安全確保も、町長が掲げている、子育て支援の充実の大切な役割だと考えますが、町長のご答弁をお願いいたします。以上で私の壇上からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(小坂議員降壇)

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。（町長登壇）

○町長（荒谷憲輝君） 小坂議員の質問の冒頭にございました、近年は過去最少の出生数を記録し、社会全体の少子高齢化問題となっております。当町も同じくして、町の将来にかかることと思っております。あらゆる可能な限りの施策を検討してまいりたいと思っております。そして、4年ぶりのコロナ禍前の事業、イベント等を開催するにあたり、状況を判断しながら総合的に勘案し、取り組んでまいりますので、議員の皆様方のご理解とご支援とご指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、小坂議員のご質問にお答えします。

はじめに1点目の、階上町の運動公園、体育施設の整備についての件であります。議員ご案内のとおり、第80回国民スポーツ大会が令和8年に青森県で開催され、本町では、正式競技として自転車ロードレースが、デモンストレーションスポーツとしてフロアボールが、開催されることとなっております。そのため、担当課となります教育課において、昨年度、第80回国民スポーツ大会階上町準備委員会を設立し、開催に向けた準備を進めており、今年度は、実行委員会に移行して、横断幕及びのぼり旗の設置を行うなど、大会に向けての機運醸成を図ることとしております。

議員ご質問の運動公園・体育施設の整備につきましては、昨年12月定例会で答弁したとおり、凍結された総合運動公園構想からは離れて、新たな社会体育の振興及び体育施設の整備について、検討する必要があるのではないか、と考えているところではございますが、国民スポーツ大会の開催につきましては、町の公共施設等個別施設に基づき、町の財政状況及び現有施設の長寿命化対策を考慮しながら、対応してまいりたいと考えております。

なお、国民スポーツ大会に参加する方々への対応施設につきましては、教育委員会が所管しておりますので、後ほど教育長より答弁させます。

次に2点目の、町内小中学校の通学路の安全確保についての件であります。議員ご案内のとおり、平成24年、全国で、登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、町では、小学校の通学路において、教育委員会、各小学校長、交通管理者及び道路管理者が連携して通学路安全推進協議会を設置し、合同点検の実施や対策内容等を協議し、階上町通学路交通安全プログラムを策定しております。

平成24年度当初は、対策が必要な箇所は28箇所あり、旧大蛇小学校や、赤保内

小学校、道仏小学校学区の歩道整備の他、ガードレール設置やカラー舗装、視線誘導等の設置による安全対策を行い、これまで、3回の検証と見直しを実施いたしました。その見直しにより、令和3年度策定した階上町通学路交通安全プログラムでは、13箇所対策が必要となっております。13箇所内の、令和4年度までに7箇所が完了し、令和5年度中に3箇所を完了させることとしております。残りの3箇所は、石鉢小学校及び赤保内小学校学区の歩道整備並びに赤保内小学校学区の外側線整備があり、現在、事業中であります。今後とも、階上町通学路交通安全プログラムによる取組を継続し、児童が安全に通学できるよう、関係機関と連携しながら、通学路の安全確保を図ってまいります。以上でございます。(町長降壇)

○教育長(丸岡博君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 教育長、丸岡博君。(教育長起立)

○教育長(丸岡博君) それでは、小坂議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1点目の階上町の運動公園、体育施設の整備についての件の内、第80回国民スポーツ大会に参加する方々への対応施設について、お答えをいたします。先ほど、町長の答弁にもありましたとおり、本町では、正式競技として自転車ロードレースが、デモンストレーションスポーツとしてフロアボールが開催されることとなっております。

国民スポーツ大会は、毎年、都道府県持ち回りで開催される国内最大のスポーツの祭典であり、議員ご指摘のとおり、ご来賓をはじめ、選手や監督、競技会役員、係員、ボランティアなど、全国から多くの方が、会場となる本町に訪れるものと思われまます。そのため、ご来賓の方々への対応につきましては、森の交流館を控室等として使用する予定としております。

自転車ロードレースにつきましては、登山口付近を発着とする屋外コースが会場となりますので、屋内施設の利用を必要とされる方は、限定されるものと考えております。準備や選手等の控えとなるスペースが必要となることから、中央体育館の使用と併せて、十分なスペースを確保するため、中央体育館敷地内にテントなども設置し、対応したいと考えております。

また、フロアボールにつきましては、参加者の範囲が原則、県内に居住している者と限定的であることに加え、青森県フロアボール連盟からの要望により、道仏中学校体育館を使用し、開催することとしており、自転車ロードレース、フロアボールどちらにおきましても、昨年12月の定例会で教育課長が答弁したところではあり

ますが、現有施設の整備や効率的な利用の促進を図ることにより、当日の大会運営に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。(教育長着席)

○5番(小坂正年君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、5番、小坂正年君。(小坂議員起立)

○5番(小坂正年君) はい、5番、小坂正年です。

始めに、運動公園、体育施設の整備についてですが、昨年12月の定例会でも質問したところではあります。社会体育の振興を進めていくためには、施設整備と切り離すことができないものと考えております。また、今年度は、三戸郡総合体育大会が、6年に1度となる、階上町を主会場に、今月10日と11日に開催されますが、全ての競技を階上町で行うことができないと伺っております。このような状況に加え、国民スポーツ大会開催の気運の高まりとともに、早急にスポーツの拠点となる、体育施設の整備が必要と考えますが、どのようにお考えかをお伺いいたします。

2点目についてですが、先程は詳しい説明をありがとうございました。歩道整備のほか、ガードレール設置やカラー舗装化など、児童の通学路の安全対策をいただいております。今後とも関係機関と取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。さて、赤保内小学校学区の国道45号線から階上分署の間は、交通量や通学してくる児童も多く、町の交通安全プログラムでは、どのような状況か。その対策についてお伺いをいたしたいと思っております。よろしくお伺いをいたします。(小坂議員着席)

○教育課長(中屋敷司君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長(中屋敷司君) はい。(教育課長起立) それでは小坂議員のご質問にお答えいたします。

議員ご案内の通り、三戸郡総合体育大会が今年度、6年ぶりに階上町を主会場に開催されます。三戸郡総合体育大会において、階上町を会場に行われる競技は15種目中、バレーボールや卓球など7種目となっており、その内2種目が学校施設を会場としております。

議員ご質問の競技スポーツの拠点となる体育施設の整備につきましては、三戸郡

総合体育大会や令和8年の第80回国民スポーツ大会の開催を契機として、誰もがスポーツの楽しさや、素晴らしさを実感できるような機運醸成と、スポーツに親しむ機会の拡充に努めるとともに、先程、町長が答弁したところではございますが、新たな社会体育の振興及び体育施設整備のあり方について、検討してまいりたいと考えております。以上です。(教育課長着席)

○建設課長(上静志君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、設課長、上静志君。

○建設課長(上静志君) はい。(建設課長起立) それでは小坂議員の質問にお答えいたします。

議員ご指摘の箇所は、平成23年度に野沢地区の県道完成に伴い、主要地方道名川階上線と移管し、現在、町道耳ヶ吠寺下線として、町で管理しております。

赤保内小学校学区の道の駅方面からの通学路として、令和3年度の交通安全プログラムによる現地検証等を行い、対策箇所となっております。対策につきましては外側線による路側帯設置を検討しているということでございます。通学路の多い箇所については、緊急対応として今年度中に一部ではありますけども、外側線による歩車道を明示する安全対策を講じるということとしております。この路線につきましては路面や排水施設の損傷も激しく、全面改修も検討しており、併せて安全対策も進めてまいりたいという風に考えております。以上です。(建設課長着席)

○5番(小坂正年君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、5番、小坂正年君。(小坂議員起立)

○5番(小坂正年君) はい、5番、小坂正年です。

1点目についてですが、町民の皆様が望んでいることではございますので、何とか早急にできるようなかたちで、ご検討をしていただければと思います。よろしくお願いをいたします。

2点目についてですが、一部ではありますけども、児童数の多い箇所に対し、今年度中に対策を講じていただけるとのこと、感謝申し上げます。今後とも交通安全プログラムの取り組みを継続し、児童の交通安全の対策を講じていただくとともに、現在着手している歩道整備が、早期に完了できますように、また、国道45号線からの

交通安全対策にも早期の着手をお願いし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(小坂議員着席)

○議長(長根岩夫君) 以上で、5番、小坂正年君の質問を終わります。
これにて一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長(長根岩夫君) 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。
次の会議は、6月9日午前10時から開きます。
本日は、これにて散会いたします。

(散会時刻 午前11時24分)

令和5年第3回階上町議会定例会会議録

(第 3 号)

令和5年6月9日(金曜日)

令和5年第3回階上町議会定例会

議事日程第3号

令和5年6月9日 午前10時00分開議

- | | | |
|--------|----------------------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 令和4年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 令和4年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 | 階上町住民集会所条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 | 令和5年度階上町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 | 令和5年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 | 令和5年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 7 | 議案第 5 号 | 令和5年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 8 | 議案第 6 号 | 階上町農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて |
| 日程第 9 | 議案第 7 号 | 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任にする者につき同意を求めることについて |
| 日程第 10 | 陳情第 1 号 | 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書 |
| 日程第 11 | 議会案第1号 | インボイス制度導入の延期・見直しを求める意見書 |
| 日程第 12 | 議員派遣の件 | |
| 日程第 13 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	土橋美加佐君	2番	渡部高明君
3番	中島孝一君	4番	熊谷道雄君
5番	小坂正年君	6番	下沢育男君
7番	大下修君	8番	小松雅彦君
9番	上道二三男君	10番	森榮吉君
11番	林貢君	12番	百目木和俊君
13番	大江和夫君	14番	長根岩夫君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長	荒谷憲輝君	教育長	丸岡博君
総務課長	濱浦幸夫君	総合政策課長	地代所誠君
税務課長	佐京実君	町民生活課長	大谷地尚子君
すこやか健康課長	平戸由紀子君	介護福祉課長	古川明美君
産業振興課長	西山圭一君	建設課長	上静志君
教育課長	中屋敷司君	会計管理者	濱浦孝子君
代表監査委員	三上孝八君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	茨島俊行君	庶務GL	下平有香君
総務課主事	花生智紀君		

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（長根岩夫君）

ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎報告第 1 号議題、質疑

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、報告第 1 号 令和 4 年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についての件を、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑がないようですので、これにて報告第 1 号の件を終了いたします。

◎報告第 2 号議題、質疑

○議長（長根岩夫君） 日程第 2、報告第 2 号 令和 4 年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告についての件を、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑がないようですので、これにて報告第 2 号の件を終了いたします。

◎議案第 1 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第3、議案第1号 階上町住民集会所条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第1号 階上町住民集会所条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第4、議案第2号 令和5年度階上町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○7番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7番、大下修君。（大下議員起立）

○7番（大下修君） 7番、大下修です。よろしくお願いいたします。

令和5年度階上町補正予算に関する説明書をお願いします。8ページをお願いします。3款民生費の補正額5,969万2千円の18節医療・福祉施設等物価高騰対策支援金751万4千円の財源の内訳を教えてください。また、751万4千円の一般会計の比率についても伺いたいと思います。何パーセント、あの財源のうち、国・県からの支出金、一般会計、たぶん財政調整基金からだと思いますけども、それが

いくらで、その比率もですね、比率も伺います。で、この事業で予定している事業者数と1事業者あたりの平均、大体で結構でございます。平均金額についても教えていただきたいと思います。

次に10ページをお願いします。7款商工費の補正額8,569万8千円の18節事業者等物価高騰対策支援補助金8,150万円と、指定管理施設物価高騰対策支援補助金の財源の内訳を教えてください。また、これら二つの事業の一般会計の財政調整基金からの支出の比率についても伺います。事業者等物価高騰対策支援補助金で予定している事業者数と1事業者あたりの平均金額についてもお伺いしたいと思います。町で、指定管理でやっているほうは、金額は前後しますが、大体100万円と聞いておりますので、この二つ、これらについての平均的な金額を教えてくださいと思います。

そして、医療・福祉施設等物価高騰対策支援金の事務費が、5万6千円計上されておりますが、どこの節に入るのでしょうか。この財源も伺っておきたいと思えます。また、同様にですね、事業者等物価高騰対策補助金、指定管理者高騰対策補助金ですね、この事務費も7万1千円と伺っております。この節、どこの節に入るのか、財源は何なのか、伺います。以上、よろしく願い申し上げます。(大下議員着席)

○介護福祉課長(古川明美君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 介護福祉課長、古川明美君。

○介護福祉課長(古川明美君) はい。(介護福祉課長起立) それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。まず、財源の内訳ということですが、751万4千円のうち、694万6千円が国の財源となっております。町の財源は、56万8千円となります。比率といたしましては、7割ほどが町の財源になるかと思えます。事業者数ですが、約80の事業所を見込んで、予算のほうを計上しております。支援金の額ですけれども、上限としては15万円が1番高い金額で支給されるかと思えます。ただ、入所系、高齢者施設と障害者施設については、入所系の所で、定員を基準としておりますので、こちらは定員より額のほうが若干多くなるかと考えております。事務費ですけれども、医療・福祉施設等物価高騰対策の事務費のほうは、役務費のところに、郵便料、通信運搬料のほうを載せてございますが、そちらのほうに事務費のほうが入っております。あと、消耗品のほうにも若干含まれてございます。以上です。(介護福祉課長着席)

○介護福祉課長（古川明美君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、介護福祉課長、古川明美君。（介護福祉課長起立）

○介護福祉課長（古川明美君） はい。失礼いたしました。先ほどの比率ですけれども、訂正させていただきます。7%の間違いでございましたので、よろしくお願いいたします。（介護福祉課長着席）

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。（産業振興課長起立） それでは、大下議員の質問にお答えいたします。まず、財源の内訳ですけれども、臨時交付金が4,400万になります。財政調整基金からの繰入金が、充当額が、3,757万1千円になります。比率で申し上げますと、53%が臨時交付金になります。それから、事業者数、それから平均額になりますけれども、事業者数は合計で690事業所を予定しております。平均の金額ですけれども、4段階に、売上金額を4段階に分けて、支給することとしておりますので、1段階目が5万円、1段階目は売上金額5万円以上100万円未満の事業者に対しまして、5万円。2段階目が100万円以上500万円未満の事業者に対して10万円。それから、3段階目としまして、売上金500万円以上1,000万円未満の事業者に対しまして、15万円。4段階目としまして、売上金額1,000万円以上の事業者に対して20万円を支給するものです。事務費7万1千円は、消耗品2万円、それから郵便料ですね、通信運搬費を、5万1千円をもっておりまして、こちらは財政調整基金からの繰入で、を充当したいと考えております。以上になります。（産業振興課長着席）

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。（産業振興課長起立） 大変失礼しました。一般会計のほうの比率というご質問でしたので、比率は47%になります。訂正いたします。（産業振興課長着席）

（「指定管理者のほう」の声あり）

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。（産業振興課長起立）大変失礼しました。指定管理者のほうまで、ちょっと質問だと思っておりませんでした。はい。指定管理者のほうになりますけども、一般会計の比率は1%ほどになります。反対、99%になります。大変失礼しました。（産業振興課長着席）

（「特定財源はいくらで、一般財源がいくらかというのにお答えいただいてないんですが。そしてその比率」の声あり）

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。（産業振興課長起立）取り崩し分が410万円、一般財源が2万7千円になりまして、先ほどのパーセントになります。以上です。

（「すいません。もう一度おっしゃってもらって、パーセントと金額をもう一度お願いします。」の声あり）

99

（「取り崩しというのは、特定財源のところですよ。県、国・県からの支出金が」の声あり）

それは無いです。基金取り崩しが（「そっちが400何万？」の声あり）410万。一般財源としては100%になります。（「あー100%ね」の声あり）（産業振興課長着席）

○7番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7番、大下修君。（大下議員起立）

○7番（大下修君） 7番、大下修です。ご回答ありがとうございます。大体概要が

つかめてきました。この、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金を活用した町独自支援事業について、大体理解できました。質問の仕方と前後しますが、この3つの事業を町では電力・ガス、そういった交付金を活用した町独自支援事業として提案したものです、ということで伺っておりました。趣旨は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金の中の推奨事業メニュー分を活用し、エネルギー等の価格高騰に直面している事業者等に対し、経営継続の支援を図るため、町独自支援事業を実施する、と述べております。

この3つの事業の総額は9,326万8千円です。財源は、特定財源の国からの臨時交付金5,510万円です。これは、自由に使えない、国から定められた条件に沿って使える交付金です。もう一方の、この事業の総額9,326万8千円に不足した3,816万8千円は、町が自由に使える大変有効な財源で、財政調整基金です。家庭でいえば、貯蓄、いざという時に備える貯金です。この大事な貯金をこの事業に使う予定です。事業者、町内の事業者を優先したり、支援することは大切です。

私も4月の選挙では、町内の事業者を優先したい、という風に公約で謳っております。しかし、困っているのは事業者だけではありません。どこかの事業者が倒産したのでしょうか。悪い言葉を使えば、事業者の方々、経営者の方々には立派な車を持って、運転しております。何台も持っている方もおります。うらやましいなあ、と思う時もあります。当然厳しい事業者もいると思います。国の支援で不足していると考え、町の財源、大切な貯金を、3,816万8千円を使って、あれ、消えちゃってるな、この大切なお金を使って、この事業に充てる理由、考えを、見解を伺いたいと思います。よろしくお願いします。(大下議員着席)

○総合政策課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長（地代所誠君） はい。(総合政策課長起立) それでは、大下議員の質問にお答えをいたします。まず、今回3,816万8千円という基金を取り崩して、事業者支援を実施するということの根拠といえますか、こちらで計画をしたものの基本となっているところがございますけども、これまで町ではコロナ禍がはじまってから、国が100%支援して行う、国・県が100%支援して行う事業を、今年度も含めましてですが、およそ18億円ほど、まず手当をしてまいっております。

一番最初の国民一人当たり10万円の給付から始まって、ということでございますけども、ちなみ同じく町が独自支援事業として、実証してきました事業について

でございますけども、ただ今提案しております事業も含めまして、およそ8億5千万ほど、事業を計画し、これまで実施をしてきているところでございます。このうち、いわゆる国からの交付金につきましては、7億2千万円ほどいただいているというところでございました。それで、これまでの町の支援事業の内容を鑑みますと、事業者に特定をして申し上げますと、令和2年度に15万円、定額で補助をさせていただいております。それから、令和3年に20万円の定額補助を行っております。

今回こちらで必要額を積算するにあたりまして、20万円を上限として、計算配分をして、必要な額を積算して、国からいただいた交付金で不足な部分について、財政調整基金を取り崩したということで、町にとって大切な事業者の支援も当然町の責務でございますので、果たしていきたいというところでございます。以上でございます。(総合政策課長着席)

○7番(大下修君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、7番、大下修君。(大下議員起立)

○7番(大下修君) ご回答ありがとうございます。私にはちょっとよく理解できませんでしたが、賜っておきます。どう考えても、私は、国からの特定財源で賄うべきと考えております。考え方はいろいろあるかと思っておりますので、これは致し方ないことだと思います。今後のお金の使い方に注視していきたいと思っております。基本的には税の使い道は公平であるべきと考えております。しかし、なかなか公平にすることは難しいと思っております。例えば、今ご説明いただいた医療・福祉施設には上限15万円、事業者等にも5万から20万の範囲、そして指定管理者については60万だとかいろいろありますけども、平均すると4つ指定管理の事業者ありますけども、100万円。なかなか公平は難しいと思っておりますが、鋭意努力することが必要ではないのかなあと思っております。

今回の予算、補正予算を見れば一目瞭然、補正予算のほぼ全額が、国の、全額と言いますかね、国の事業交付金であります。国は非課税世帯、子育て世帯、ひとり親世帯など手厚く支援を行っております。今回も、事業者へも支援をいたしました。5,500万円だったかな、ですね。一般家庭へ支援を行うものと思っても、なかなか国のほうで、また以前したことがなされたと思われるかもしれません。青森県の野辺地町、先日2、3日前の新聞でしたけども、補正予算で1家庭2万円を配るそうです。

町の大事な貯金、先日も物品購入で言わせてもらいましたけども、お金の使い方、いかがなものかなあと思っております。町の大事な貯金、3,800万円を6,000

世帯、町には 6,000 世帯、今世帯があります。これで単純に割ると 6,360 円です。これだけでも、立派な町長だなあ、とほめていただけたと思います。私は、野党の議員や新人議員を抱き込んで、予算の否決や画策を脅し、そういうことはいたしません。もちろん反対討論もしません。私の主義、生き方に反します。9 月の定例会では、きちっと見させてもらいます。その時にどんな予算編成になるのか分かりませんが、見させていただけます。姿勢を見たいと思っております。町長頑張ってください。それによって私は今後の行動を考えなければならないと思っております。正義は全てではありませんが、正しい政策を町民のために、政策を町長にお願いして、質問を終わります。以上です。(大下議員着席)

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 町長、荒谷憲輝君。(町長起立)

○町長（荒谷憲輝君） はい。予算の精査を、大下議員なりの判断のもとにご意見をいただきました。町としましても、公平を、中立を担保しつつ、事業を進めてまいりたいと思っておりますし、また皆さんのご意見を参考にしながら、全ては町民のためと思い、やっておりますので、ご理解をいただきながら、町政運営に務めてまいりたいと思っております。9 月にはいろいろお考えがあるようだという事でお聞きしました。更には、激励のお言葉もいただいたと思っておりますので、その思いに反することのないよう、務めてまいります。以上でございます。(町長着席)

○議長（長根岩夫君）

ほかに質疑は、ありませんか。ありませんか。(質疑なしの声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

それではこれより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 2 号 令和 5 年度 階上町一般会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第5、議案第3号 令和5年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 令和5年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号、第5号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第6、議案第4号 令和5年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件、及び日程第7、議案第5号 令和5年度階上町公共下水道事業特別会計（第1号）の件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第4号 令和5年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件、及び議案第5号 令和5年度階上町公共下水道事業特別会計（第1号）の件、2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第8、議案第6号 階上町農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第6号 階上町農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これに同意することに決定いたしました。

◎議案第7号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第9、議案第7号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第7号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これに同意することに決定いたしました。

◎陳情第1号議題、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第10、陳情第1号 国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める陳情書の件を議題といたします。

陳情第1号は、産業建設常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。小松委員長。

○産業建設常任委員長(小松雅彦君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 小松委員長。

○産業建設常任委員長(小松雅彦君) はい。(小松委員長登壇)

陳情第1号の審査結果について、ご報告申し上げます。結果については、お手元に配付されております陳情審査報告書のとおり、採択と決定いたしました。以上、報告いたします。

○議長(長根岩夫君) 以上で、委員長の報告を終わります。

委員長は、そのままお待ちください。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

小松委員長は、降壇願います。(小松委員長降壇)

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論をなしと認めます。

これより、陳情第1号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書の件を採決いたします。

お諮りいたします。

この陳情は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書の件は、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議案第1号議題、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第11、議案第1号 インボイス制度導入の延期・見直しを求める意見書の件を、議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第1号は、議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は、省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は、省略することに決定いたしました。

これより議案第1号 インボイス制度導入の延期・見直しを求める意見書の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（長根岩夫君） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手許の配布資料のとおりといたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手許の配布資料のとおり決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(長根岩夫君) 日程第 13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長(長根岩夫君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長(荒谷憲輝君) ハイ、議長。

○議長(長根岩夫君) 町長、荒谷憲輝君。(町長登壇)

○町長(荒谷憲輝君) それでは、閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本会議においてご提案申し上げました全議案につきまして、慎重なるご審議の上、

原案の通り議決を賜り厚くお礼を申し上げます。議決いただきました各議案の執行には万全を期してまいりたいと存じますので、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、閉会にあたっての挨拶といたします。

ありがとうございました。(町長降壇)

◎閉会の宣告

○議長（長根岩夫君） これにて、令和5年第3回階上町議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前10時43分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長 長 根 岩 夫

会議録署名議員 中 島 孝 一

会議録署名議員 熊 谷 道 雄